

○北上市立学校施設の開放規則

平成23年3月31日

教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市立学校施設の開放条例（平成22年北上市条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、北上市立の小学校及び中学校の施設を市民の使用に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放施設の指定)

第2条 条例第3条に規定する開放施設及び日時は、別表のとおりとする。

(学校開放の管理及び責任)

第3条 学校開放を実施する場合において、北上市立小中学校管理運営規則（平成3年北上市教育委員会規則第9号）第37条の規定にかかわらず、校長は、開放施設の管理上の責任を負わないものとする。

(使用団体の登録)

第4条 開放施設の使用団体として登録しようとする団体は、使用する年度毎に学校施設開放使用登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査し、支障がないと認めるときは、学校施設開放使用団体登録証（様式第2号）を交付するものとする。

3 承認を受けた団体は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(使用団体の要件)

第5条 条例第4条に規定する学校施設開放使用登録の承認の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしている団体とする。

(1) スポーツ活動又はレクリエーション活動を行う団体であること。

(2) 構成員が5人以上であり、その半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。

(3) 代表者は、20歳以上で使用する学校施設の区域内に在住のものであること。

ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第6条 開放施設を使用する団体は、教育委員会が認める特別な事情を除き、使用す

る日の1月前から3日前までに、学校施設開放使用申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、学校施設開放使用許可書（様式第4号）により許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

（使用の不許可）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すと認められるとき。
- （2） 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すると認められるとき。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- （4） 施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は前項の条件を変更することができる。

- （1） 公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- （2） 条例又はこの規則に違反したとき。
- （3） 使用許可の条件に違反したとき。
- （4） 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- （5） 開放施設の管理上必要があると認めたとき。

（行為の制限）

第9条 開放施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- （2） 指定した設備以外の設備を使用すること。
- （3） 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- （4） 許可を受けないで飲食をすること。
- （5） 許可を受けないで火気の使用をすること。
- （6） 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

2 教育委員会は、開放施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立入り

を禁止し、又はその者に対し開放施設からの退去を命ずることができる。

- 3 教育委員会は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に開放施設の使用の停止又は開放施設からの退去を命ずることができる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに原状に回復し、教育委員会に使用終了の届出をしなければならない。

- 2 使用者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに教育委員会にその旨を届け出るとともに、教育委員会の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(北上市立学校施設の開放規則の廃止)

- 2 北上市立学校施設の開放規則（平成3年北上市教育委員会規則第23号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の北上市立学校施設の開放規則の規定によりなされた処分、許可及びその他の行為は、施行後の北上市立学校施設の開放規則の規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

学校施設名	対象となる学校	開放する期間	開放する日	開放する時間
屋外運動場	小学校及び中学校	4月から11月まで	日曜日・土曜日・祝日・長期休業日	午前6時から午後9時まで
			上記以外の日	午後6時から午後9時まで
体育館	南小学校を除く	年間	日曜日・土曜日・	午前9時から午後9時まで

く小学校及び 中学校	祝日・長期休業日	で
	上記以外の日	午後6時から午後9時まで

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

北上市教育委員会 様

申請者 住所
氏名

学校施設開放使用登録申請書

次のとおり、学校開放使用団体として登録を申請します。

使用学校名		
団 体 名		
活 動 内 容		
登 録 人 員	男 人 女 人 計 人	
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	連 絡 先	

備考 団体の名簿を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

学校施設開放使用団体登録証

登録番号		使用年度	
団体名			
活動内容			
代表者	住所		
	氏名		
上記団体は、学校施設開放使用団体であることを承認します。			
年 月 日			
北上市教育委員会 印			

様式第4号(第6条関係)

申請者 住所
氏名

学校施設開放使用許可書

学 校 名	
使 用 施 設	屋外運動場 体 育 館
使 用 目 的	
使用予定人数	
登 録 番 号	
団 体 名	
代 表 者 名	
使 用 日 時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
	年 月 日() 時 分 ~ 時 分

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

北上市教育委員会 印

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)